

# 市有財産への飲料自動販売機設置仕様書

## 1 公募物件

所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積 (m <sup>2</sup> )	最低貸付料 (円／年または歩合率)
中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎（3階～31階） (貸付場所は、別紙参照)	13台	27.30 m <sup>2</sup>	4,826,000円 (販売実績の20%以上)

## 2 販売機及び回収箱の仕様

### (1) 大きさ

設置面積（空容器の回収箱を含む）は、【設置場所（平面図）】に示す設置範囲に収まる貸付面積以内の大きさとし、次の通りとする。

ア 缶・ペットボトル自販機：W1200×D950×H2000以内、重量約800kg以下

イ カップ式自販機：W1200×D900×H2000以内、重量約800kg以下

※奥行き（D）は、転倒防止板を含めた長さとする。

※重量は飲み物を入れた状態とし、転倒防止板等も含めた重量とする。

### (2) デザイン

ア 障害者等の利用しやすさに配慮したユニバーサルデザインとし、以下の機能を設置すること。

(ア) 受け皿付きコイン投入口

(イ) 受け皿付きコイン返却口

(ウ) 返却レバー（小さい力で容易に操作が可能なもの）

(エ) 商品返却補助ボタン

イ 本体は白色で業者名等の記載がないものとする。

### (3) 災害援助ベンダー

ア 災害発生時に、貸付人が飲料の提供を必要と判断した場合には、借受人が所有する缶・ペットボトル自販機内全ての飲料を無償で提供すること。また、カップ式自販機についても、災害発生時には、水とお湯が無償提供できる機器を設置すること。

イ 災害発生時には非常用電源を使用し対応すること。

#### (4) 環境対策

ア 販売機は、以下の機能を持つ販売機とすること。

- (ア) ノンフロン対応機
- (イ) ヒートポンプ機能
- (ウ) ピークカット機能
- (エ) 部分冷却、加温システム
- (オ) 真空断熱材

イ 冷却運転時間を短縮し、照明は販売時を除き 24 時間消灯すること。その他、可能な限り節電・省エネの対応をすること。また、自動販売機に節電機能についての表示を設置すること。

#### (5) 販売品目の条件

ア 販売品目は清涼飲料水とし、酒などアルコール類やタバコの販売は行わないこと。

イ 形態は、缶、ペットボトル、紙パックなど密閉式容器に入った飲料水の販売とする。なお、瓶入り飲料などその他の形態による販売は行わないこと。

ペットボトルについては、各自動販売機（カップ式自動販売機を除く）100%リサイクルペットボトルまたは100%植物由来のペットボトルを1種類以上販売すること。

また、将来的に100%リサイクルペットボトルまたは100%植物由来のペットボトルが増えたり、自動販売機でラベルレスペットボトルの対応が可能になったりする等、廃棄物の削減やCO<sub>2</sub>削減に寄与する更なる取組が可能となった際には速やかに切り替えること。

ウ 販売価格は、標準販売価格以下とすること。

エ その他の商品の具体的な構成については、貸付人と協議すること。

#### (6) 利用者への配慮事項

硬貨及び紙幣（新・旧）が使用できること。（将来的に新硬貨・新札に対応可能な機種とすること。）

#### (7) 電子マネー対応

電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が可能であること。

#### (8) マイカップ対応機能

カップ式自動販売機については、マイカップまたはマイボトル対応型自動販売機とすること。ただし、マイカップまたはマイボトル対応の自動販売機の設置が難しい場合は、可能となるよう取り組み、将来的に導入が可能となった際には速やかに切り替えること。

また、飲料を提供する際に使用するカップやフタは、環境に配慮したものとすること。

#### (9) 空容器の回収箱

- ア 回収箱は、貸付面積を超えない範囲で貸付者の指定する場所に設置し、外観色は周辺環境に配慮し、外側から容易に内容物を視認できる形状のものとすること。
- イ 回収箱は、缶、ペットボトルの分別が可能なものとすること。なお、ペットボトルの回収箱は、90L程度のごみ袋で対応可能なものとすること。
- ウ ペットボトル回収箱には、ペットボトルからキャップとラベルを外してから回収箱に入れることを促すための掲示など、分別を促す工夫を行うこと。
- エ ごみ袋は、透明のものとすること。また、「横浜市グリーン購入の推進に関する基本方針」のごみ袋に関する判断基準に適合するものとすること。判断基準が変更となつた場合には、最新の判断基準に適合させること。
- オ 防音マットを敷く等、投入時の音が軽減されるような工夫をすること。

### 3 管理運営上の遵守事項

#### (1) 設置

自動販売機の設置にあたっては、安全対策としてJIS規格及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

#### (2) 管理運営

ア 借受人は、販売機の設置、管理、運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務：下記「フルオペレーションの基本的な考え方」参照）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣り銭の補充等は設置事業者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。

イ 商品の搬入、廃棄物の搬出等は、平日の9時30分から15時00分の間に行うこと。  
使用できる駐車枠は1台分（駐車可能サイズ。高さ：3.2m、幅：2.9m、長さ：6.3m（※車止めから前5.0m、後ろ1.3m））であり、搬出入の駐車時間については、事前に届け出ること。

納品に使用する車両については、電動自動車など低・脱炭素に寄与する車両とすること。ただし、電動自動車など低・脱炭素に寄与する車両の導入が難しい場合は、可能となるよう取り組み、将来的に導入が可能となつた際には速やかに切り替えること。

ウ 食品衛生について、商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すこと。

エ 回収箱の空容器等は、設置事業者の責任で適切に回収し、リサイクルすること。  
なお、回収したペットボトルは、原則全てボトル to ボトルリサイクルすること。  
また、ボトル to ボトルリサイクルの実施状況を報告するとともにその旨を購入者に分かることを表示すること。

オ 回収箱の設置場所周辺は、清掃を万全に行い、回収箱から空容器が漏れたりすることがないよう、適切な維持管理を行うこと。

- カ 商品の搬入、廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設管理者の指示に従うこと。
- キ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情等については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に、販売管理会社の名称及び故障時の連絡先を明記すること。
- ク 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡または転貸することはできません。
- ケ 貸付期間満了または契約解除により、自動販売機を撤去した場合には、設置者の負担のもと原状回復を行い、横浜市の確認を受けること。
- コ 毎月末に電気メーター及び水道メーターの読み取りを行い、翌月の 15 日までに報告すること。また、売上金額及び本数についても、翌月の 15 日までに報告すること。

## フルオペレーションの基本的な考え方

自動販売機の設置管理運営に必要な一切の業務をすべて行っていただくものです。

- ◆商品の補充・売上金回収・清掃・メンテナンスまでを行っていただきます。
- ◆常に安定した高品質の商品を提供する品質保証活動(QC活動)をしていただきます。
- ◆自動販売機の維持につきましては、隨時、専門技術サービス員を派遣し、保守業務を行っていただきます。
- ◆自動販売機の故障等には、**365日体制**で専門の修理サービスマンにより即時対応致していただきます



- ・自動販売機への製品の補充  
・空き缶の回収  
・現金の回収とつり銭の補充  
・自販機の清掃、周辺美化  
・故障時の対応、点検に係わる業務

### 4 その他（費用負担）

- (1) 自動販売機の設置（付帯電気設備の設置含む）、維持管理及び撤去に係る費用は、設置事業者が負担する。新たな電気工事を必要とするものについては、事前に横浜市と協議するとともに、設置工事後すみやかに横浜市の確認を受けること。工事は、電気関係法令を遵守して施工すること。
- (2) 電気使用量・水道使用量を計測するためのメーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては、施設管理者の指示に従うこと。

(注) 仕様書はあくまで現時点での予定であり、設置業者と協議の上、変更することもあります。